熊本県福祉サービス第三者評価事業推進要綱

第１　趣旨

この要綱は、社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）」に関する基本的な方針を定め、これを推進することにより、個々の事業者の適切な事業運営の確保とサービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切なサービスの選択に資することを目的とする。

第２　定義

この要綱（要綱を受けて定める各種規程等を含む。）において使用する用語の意味は、次のとおりである。

（１）福祉サービス

社会福祉法第２条に規定する社会福祉事業のうち、同法第２条第３項第１２号に規定する福祉サービス利用援助事業、同条同項第１３号に規定する連絡又は助成を行う事業及びその他の相談を行う事業以外のもの、介護保険法に規定する居宅サービスのうち、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護以外のもの、同法に規定する介護予防サービスのうち、介護予防短期入所療養介護以外のもの、同法に規定する介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、児童福祉法に規定する児童発達支援センター、障害児通所支援をいう。

（２）事業者

福祉サービスを提供する施設や事業所をいう。

（３）第三者評価事業

社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの質を、当事者（事業者　　及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場　　から評価を行い、評価結果を公表する事業をいう。

（４）評価機関

県の認証を得て、福祉サービスの評価を行う公正・中立な第三者機関をいう。

（５）評価調査者

県が定めた資格基準を満たし、評価調査者養成研修を修了したうえで、評価機関に所属し、評価業務を行う者をいう。

第３　推進組織

　　　県は、第三者評価事業の推進組織として次の業務を行う。

　（１）第三者評価機関の認証に関すること

　（２）第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること

　（３）第三者評価結果の取扱いに関すること

（４）評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修等に関するこ　　　と

　（５）第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること

　（６）第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること

　（７）その他第三者評価事業の推進に関すること

第４　熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会

　１　県は、第３の業務を実施するに当たり、第三者評価事業の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置し、その意見を踏まえ、同事業を推進する。

　２　推進委員会は、評価機関の認証や評価基準の策定・更新等に関する検討を行い、県に対して意見を述べる。

　３　推進委員会の委員は、学識経験者、利用者、事業者等で構成する。

第５　第三者評価機関の認証

１　県は、申請を受け、別に定める「熊本県福祉サービス第三者評価機関認証基準」に基づく審査を行い、その要件を満たす場合これを認証する。認証に当たっては、あらかじめ推進委員会の意見を聴かなければならない。

２ 県は、第三者評価機関の確保のため、他の都道府県推進組織で認証を受けている第三者評価機関についても認証を行うよう努めるものとする。

３ 第三者評価機関の認証は、これを更新することができる。なお、更新にかかる要件は別に定める「熊本県福祉サービス第三者評価機関認証等実施要領」によるものとする。

４　県は、第三者評価事業に関する研修会や説明会等を通じて評価機関の育成を図るとともに、評価業務が適正かつ公正・中立に行われるよう指導を行う。

第６　第三者評価基準及び第三者評価の手法

　１　第三者評価基準

　　　第三者評価の評価項目は、別に定める「熊本県福祉サービス第三者評価基準（以下「評価基準」という。）」を用いて行う。なお、評価機関が別途独自の項目を加えて行っても差し支えないものとする。

　２　第三者評価の手法

　（１）第三者評価の方法

　　　　第三者評価は、これを受審する事業所の自己評価結果等を活用した書面調査、訪問調査及び利用者調査とする。この際、当該事業所から提出を求める書類等については、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること。

（２）第三者評価結果のとりまとめ

　　　　評価結果のとりまとめは、評価の公正・中立性を確保する観点から、評価調査者の合議によって行う。

第７　第三者評価結果の取扱い

　１　評価機関における取扱い

　　　評価機関は、評価実施後その結果を取りまとめ、公表について事業者の同意を得たうえで評価結果を公表する。ただし、事業者の同意が得られない場合はこの限りではない。また、評価機関は、県に対して評価結果を報告するものとし、この報告により、上に掲げる公表に替えて差し支えない。

　２　県における取扱い

　　　県は、評価機関からの評価結果の報告を受け、当該評価結果を県のホームページで公表する。

　３　公表項目

　　　評価機関及び県が公表する項目は、別に定める「熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準」のとおりとする。

第８　評価調査者に対する研修

　１　評価調査者養成研修

　　　県は、評価調査者の候補者に対して、評価調査者養成のための研修を行う。

　２　評価調査者継続研修

　　　県は、評価調査者に対して、資質の向上を図るため、評価調査者継続研修を行うものとし、評価調査者はこれを受講するものとする。

３　更新時研修

県は、必要に応じ、更新時研修を行うものとする。

４　その他研修等

県は、必要に応じ、その他研修等を行うものとする。

５　カリキュラム等

　　　第１項から第３項に規定する研修のカリキュラムは、別に定める「研修カリキュラム」によるものとし、その講師は原則として、全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者が行うものとする。

第９　第三者評価に関する情報の公表及び普及・啓発

　１　情報公開

　　　県は、評価機関に関する情報の公表を行う。

　２　普及・啓発

　　　県は、第三者評価事業に対する県民の正しい理解と事業者の受審促進を図るため、普及・啓発に努めるものとする。

　３　苦情等への対応

　　　県は、第三者評価事業に対する苦情等に対して、相談窓口を設け、適切に対応するものとする。

　４　情報交換

　　　県は、評価機関との定期的な情報交換を行う等、第三者評価事業の推進に関する業務を行う。

第１０　その他

　　　この要綱の実施に関して必要な事項については、別に定めるものとする。

　附　則

　　この要綱は、平成１８年３月３日から施行する。

　附　則

　　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

　附　則

　　この要綱は、令和２年（２０２０年）１１月２０日から施行する。